

## 日立市総合計画前期基本計画有識者評価会議設置要綱

## (設置)

第1条 日立市総合計画前期基本計画の効率的、効果的な事業の進捗・改善を図るため、日立市総合計画前期基本計画有識者評価会議（以下「評価会議」という。）を置く。

## (所掌事項)

第2条 評価会議は、日立市総合計画前期基本計画の登載事業の取組状況及び目標指標の達成状況等の検証を行う。

## (組織)

第3条 評価会議は、委員30人以内をもって組織する。

2 前項の評価会議の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 日立市総合計画策定委員会委員
- (2) その他市長が必要と認める者

## (任期)

第4条 評価会議の委員の任期は、委嘱の日から日立市総合計画前期基本計画の評価期間終了日までとする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 評価会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、それぞれ市長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、評価会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (評価会議の会議)

第6条 評価会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、会議において必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

## (庶務)

第7条 評価会議の庶務は、市長公室政策企画課において処理する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和5年6月21日から適用する。